

令和三年四月二十日受領  
答弁第九四号

内閣衆質二〇四第九四号

令和三年四月二十日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員山尾志桜里君提出皇位の安定的な継承に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山尾志桜里君提出皇位の安定的な継承に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「皇位継承の順位について現状からの変更の是非について何らかの前提を置いている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」（平成二十九年六月一日衆議院議院運営委員会）の一及び「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」（平成二十九年六月七日参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会）の一に示された課題について、予断を持つことなく議論していただきたいと考えている。

二について

御指摘の「聴取項目」は、有識者会議におけるヒアリングの対象者にお示しし、その基本的な考え方を聴取するためのものであり、お尋ねの「問九「皇統に属する男系の男子」」の「範囲」についても具体的なものが念頭に置かれているものではない。

### 三について

お尋ねについては、令和三年三月二十六日の参議院予算委員会において、加藤内閣官房長官が「この議論については落ち着いた議論をしつかり行っていただきたいということで、スケジュールというものを具体的にお示しをしているわけではございません。そうした進め方を含めて、会議のメンバーの皆さんに、附帯決議も前提によくお考えいただきたいというふうに考えております。」と答弁しているとおりである。